

仕 様 書

- 1 品名
血管撮影装置
- 2 製品型式番号等及び数量
別紙のとおり
- 3 納入設置期限
令和8年12月31日(木)
- 4 納入場所
大阪府大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立総合医療センター 第2血管撮影室
- 5 保証期間
検査合格日より1年間
- 6 特記事項
 - (1) 本物品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障のないように当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう必要な点検・調整を行うこと。また、当センターの負担は発生しないこと。
 - (2) 納品に伴う搬送、既存機器(フィリップス・ジャパン株式会社製 Allura Clarity FD10/10)の取り外し、組立、据付、試運転、稼働に必要なネットワーク工事、既存機器引き取り等、全ての費用は契約金額に含むこと。
 - (3) 本物品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。
 - (4) グリーン配送の規定を遵守すること。
 - (5) 本物品納入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。また、後継機種が発売された際は、納入物品等について当センター担当職員と協議し、その指示に従うこと。
 - (6) 納品時に取扱説明書が存在する場合は、納品部署に提出すること。また、シリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。
 - (7) 納品時に当センターの管理する備品シールを貼付し、納品書・保証書・添付文書・取扱説明書・簡易取扱説明書・画像データ(JPEG)を提出すること。
 - (8) 機器の仕様方法等に関しては常時説明できること。
 - (9) 検収後1年間は無償にて定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。また、検収から1年以内にソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は、無償で実施すること。

- (10) 本物品に必要な消耗品及び故障時等の物品について供給が確保されていること。
- (11) 本物品の故障及び不具合等に対して、夜間及び祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。また、修理または調整作業を速やかに実施できること。なお、故障及び不具合等の状況は、その都度報告し、当センター担当職員の承認を受けること。
- (12) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当センターの解釈によるものとする。
- (13) その他本仕様書に記載のない事項については、適宜当センター担当職員との協議に応じること。

7 事業担当課

〒534-0027

大阪府大阪市都島区中野町5丁目15番21号（大阪市都島センタービル）

地方独立行政法人 大阪市民病院機構

大阪市立総合医療センター 総務部財務課

TEL 06-6929-3622

- (1) 品名 血管撮影装置
 (2) 構成等

No.	構成内容	数量	備考
	血管撮影装置	一式	
	(以下構成内訳)		
1	血管撮影装置本体 (パイプレン)	1式	
2	検査室用大型マルチモニタ	1式	
3	検査室用サブモニタ	4式	医師用 2面(天吊)、看護師 2面 (壁付)
4	患者側位アームサポート (左右セット)	1式	
5	患者ストラップ	1式	
6	カーボン製X線透過型手台	1式	
7	テーブル取付式放射線シールド	1式	
8	天吊り式放射線シールド	1式	
9	天吊り式放射線シールド用ブランケット	1式	
10	スポットライト	1式	
11	ポリグラフ/スティムレータ	1式	
12	透視録画保存装置	1式	
13	PC端末	1式	
14	造影剤自動注入装置	1式	
15	インカムシステム	1式	
16	インカムシステムシステム等充電用の棚	1式	
17	監視カメラシステム	4式	
18	患者頭側支持台	1式	
19	IVR補助器具	1式	
20	検査用器具収納庫/スチール棚	1式	
21	時計	3式	
22	机、椅子	1式	椅子は6脚有すること
23	スライドボード	1式	
24	患者用映像および音響システム	1式	
25	検査室内モニタ表示内容確認用大型モニタ	1式	
26	システム接続	1式	
27	改修工事	1式	建築主体、空調設備工事等、必要な改修工事に掛かる一式を含むこと

- (3) 納入場所 大阪市立総合医療センター

(性能、機能に関する要件)

1	血管撮影装置本体（バイプレーン）については、以下の要件を満たすこと。
1-1	X線高電圧装置は以下の要件を満たすこと。
1-1-1	制御方式はインバータ方式であり最大出力は100kW以上であること。
1-1-2	撮影条件設定は、撮影管電圧、管電流とも自動設定できること。
1-2	正面アーム部分は以下の要件を満たすこと。
1-2-1	設置方式は、床置き方式であること。
1-2-2	支持部電動回転機構を有し、両腕へのアプローチが可能であること。
1-2-3	アームの奥行きは105cm以上であること。
1-2-4	RAO 120° 以上、LAO 120° 以上の回転範囲を有すること。
1-2-5	CRA 45° /CAU 45° 以上の回転範囲を有すること。
1-2-6	静電容量センサによる安全機構が施されていること。
1-2-7	撮影位置を設定できるオートポジショニング機構を無制限に設定可能であること。
1-3	側面アーム部は以下の要件を満たすこと。
1-3-1	設置方式は、天井走行方式であること。
1-3-2	Cアームを2本組み合わせたダブルCアームであること。また、0° /CRA、0° /CAUに回転できること。
1-3-3	RAO 0° 以上、LAO 90° 以上の回転範囲を有すること。
1-3-4	CRA 45° /CAU 45° 以上の回転範囲を有すること。
1-3-5	安全機構が施されていること。
1-3-6	撮影位置を設定できるオートポジショニング機構を無制限に設定可能であること。
1-4	正面用・側面用X線管装置は以下の要件を満たすこと。
1-4-1	X線管冷却方式は水冷を併用しない循環式油冷方式であること。
1-4-2	2焦点を有し、大焦点は0.8mm以下、小焦点は0.5mm以下であること。
1-4-3	ベアリングは液体金属であること。
1-4-4	最大陽極蓄積熱容量が6,400HU以上であること。
1-4-5	陽極冷却率1,750kHU/min以上であること。
1-4-6	X線管内にグリッドスイッチを有すること。
1-5	正面・側面検出器は以下の要件を満たすこと。
1-5-1	視野サイズが20 cm×20 cm以上かつ25cm×25cm以下の半導体検出器（フラットパネルディテクタ）を有すること。
1-5-2	5種類以上の視野サイズを選択切り替えが可能であること。
1-5-3	ピクセルサイズは154 μm以下であること。
1-5-4	DQE77%以上であること。
1-5-5	濃度分解能は16bit以上であること。
1-6	患者用寝台は以下の要件を満たすこと。
1-6-1	テーブルトップ長手方向の稼働範囲は120cm、横手方向の稼働範囲は36cm以上であること。
1-6-2	天板は310cm×50cm以上であること。
1-6-3	耐荷重は最大275kg以上であること。
1-6-4	寝台がどの位置に伸長した状態においても補助具なしでその場で心臓マッサージが可能であること。

(性能、機能に関する要件)

1-6-5	天板は270°以上の回旋が可能であること。
1-6-6	厚さの違う患者マットレスを2種有すること。
1-7	検査室/操作室モニタは、以下の要件を満たすこと。
1-7-1	検査室におけるモニタは、55インチ以上の大画面マルチモニタ1台、27インチ以上のサブモニタ2台、を有すること。
1-7-2	大画面マルチモニタは解像度3,840×2,160ピクセル以上、輝度400cd/m ² 以上、コントラスト比2,000:1以上であること。
1-7-3	大画面マルチモニタは前面プロテクションスクリーンを搭載し、表面硬度7H以上、防塵防滴仕様IP21以上で血液や造影剤等の飛沫に対応し容易にクリーニングできること。
1-7-4	検査室サブモニタは、解像度1,920×1,080ピクセル以上、輝度650cd/m ² 以上、コントラスト比1,000:1以上で、大画面マルチモニタ上部に設置すること。
1-7-5	操作室のモニタは27インチ以上のモニタが2台以上であること。
1-7-6	操作室のモニタは、解像度2,560×1,440ピクセル以上、輝度500cd/m ² 以上、コントラスト比1,000:1以上であること。
1-7-7	映像システムは、大画面マルチモニタに本システムおよび周辺機器の映像信号を16信号以上入力、8信号以上の同時表示ができ、表示された信号を検査室および操作室から手技中に任意に入れ替え操作が可能であること。
1-7-8	映像システムは、大画面マルチモニタに表示された装置本体および周辺機器の画面の操作や表示サイズに任意変更が可能であり、ベットサイドにてマウスおよび装備されたタッチパネル式操作コントローラ上にて操作可能であること。
1-7-9	映像システムは、大画面マルチモニタに表示された信号およびサブモニタに表示された信号を検査室および操作室に設置されたタッチパネル式操作コントローラから手技中に任意に入れ替え操作可能であること。
1-7-10	映像システムは、操作室モニタに大画面マルチモニタの入力された信号を任意表示、レイアウト変更表示サイズの任意変更が行えること。表示レイアウトは、検査室とは独立して表示させることができること。
1-7-11	映像システムは、操作室モニタの表示された信号（本体コンソールおよび周辺機器等）の操作がマウス、キーボードで行えること。マウス、キーボードは2モニタを制御できること。
1-7-12	大画面マルチモニタおよびサブモニタの架台は天井走行式であり、長手方向、横手方向に独立して2,700mm以上の移動および360°回転、電動上下動できること。
1-7-13	検査室の大画面モニタの信号を分配し、当院が指定する場所に表示すること。
1-8	デジタル画像処理システムは以下の要件を満たすこと。
1-8-1	透視はパルス機能を有し、17段階以上の切り替えとバイプレーンにて1,024×1,024マトリクス0.5パルス/秒以下、30パルス/秒以上が可能であること。
1-8-2	撮影画像をマスク画像としたロードマップ透視機能と透視加算によるロードマップ透視機能を有すること。
1-8-3	ロードマップ、ライブ透視、リファレンス画像の同時表示機能を有すること。
1-8-4	X線量を増加させないライブデジタルズーム透視表示機能を有すること。デジタルズームの任意拡大、パンニング操作は操作室および検査室のタッチパネル式操作コントローラで行えること。

(性能、機能に関する要件)

1-8-5	ライブデジタルズーム透視、ライブ透視、リファレンス画像の同時表示機能を有すること。
1-8-6	透視保存機能を有すること。
1-8-7	DA撮影は1,024×1,024マトリクス 30fr/s以上のバイプレーン撮影、512×512マトリクス、60fr/s以上のバイプレーン撮影が可能であること。
1-8-8	DSA撮影は1,024×1,024マトリクス 15fr/s以上の撮影が可能であること。
1-8-9	輪郭強調処理、コントラスト調整処理等の画像処理は、操作室コンソールおよびタッチパネル式操作コントローラ上の画像でのタッチ操作で実施できること。
1-8-10	透視中においても、並行してシステムコンソールのデータのリファレンス画像作成、画像処理、閲覧、冠動脈解析 (QCA)、左室解析 (LVG)、血管解析 (AVA) が行えること。
1-8-11	ECG波形データを取り込みライブ画像上に表示できること。
1-8-12	画像保存は1,024×1,024マトリクスで正面側面それぞれで100,000画像以上保存可能であること。
1-8-13	DVDメディアおよびUSBメディアへのDICOMフォーマットおよびMpeg4、PINGフォーマットでの画像書き込みが可能なインターフェースを有すること。
1-8-14	透視、撮影に連動して録画できるデジタルレコーダーを搭載すること。
1-8-15	DICOM Storage (Storage SCU)/Query and Retrieve、DICOM Storage Commitment (Storage Commitment SCU)、DICOM Modarity Worklist Management、DICOM Modarity Performed Procedure Step、に対応すること。接続に関しては、当院の指定先と接続すること。
1-9	被ばく低減機能は以下の要件を満たすこと。
1-9-1	被ばく低減フィルタは3種類以上有し、最大1.0mmCu当量以上の厚さであること。
1-9-2	被ばく低減フィルタは透視、撮影プログラムにて、最も厚いフィルタで設定した場合でも自動退避しない常時固定挿入式であること。
1-9-3	画質向上、被ばく低減可能な機能を搭載すること。全身の領域で線量低減に関しては20以上の医学論文 (文献引用影響率を有する) にて効果が報告されていること。
1-9-4	ラストイメージ上に次のX線照射エリアがグラフィック表示され、テーブル移動や視野サイズ変更と連動する機能を有すること。
1-9-5	皮膚線量域の空気カーマ率、累積空気カーマ、面積線量積被ばく線量のリアルタイム表示機能を有すること。線量値の算出方法は術者の散乱線増加を考慮し、面積線量計を使用せず計算値にて算出できること。
1-9-6	検査ごとの実施情報および照射履歴をRDSR形式で出力可能なこと。照射データを当センター指定の線量管理ソフト (DoseManager) に連携させること。
1-9-7	寝台取り付け式防護シールドを有すること。
1-9-8	天井吊り下げ式防護板を搭載すること。

(性能、機能に関する要件)

1-10	ユーザーインターフェースは以下の要件を満たすこと。
1-10-1	検査室、操作室にはアームコントローラ、コリメータ操作コントローラ、タッチパネル式操作コントローラを搭載すること。さらに検査室にはテーブルパンニング専用コントローラを搭載すること。
1-10-2	リファレンス貼り付けや画像操作に純正リモコンを2つ以上搭載すること。
1-10-3	撮影済み画像に血管トレース等の描画できる機能を、操作室、検査室にてタッチパネル式操作コントローラ上で指操作で使用できること。描画されたデータは透視画像に重ね合わせることができ、視野拡大やテーブル移動に追従すること。
1-10-4	任意の参照画像より、Cアーム/SID/寝台上下・水平位置/FOV/コリメータ・補償フィルタ位置を含めたオートポジショニングが可能であること。またポジションの登録操作が不要であること。
1-10-5	検査室、操作室内にフットスイッチを有すること。さらに検査室にはワイヤレスフットスイッチを有すること。
1-10-6	アームサポート両腕置き台及び患者固定ストラップを有すること。
1-10-7	天井吊り下げ式スポットライトを有すること。
1-11	血管内治療支援アプリケーションに関し、以下の要件を満たすこと。
1-11-1	冠動脈造影専用の頭尾方向（Caud/Cran方向）と左右方向（LAO/RAO方向）を組み合わせた5種類以上の多軌道回転撮影機能を有すること。
1-11-2	2点の不透過マーカを認識したステント強調画像の作成機能を有すること。また、X線曝射中にリアルタイムに表示および後処理での静止画表示が可能であること。
1-11-3	冠動脈造影の心拍の動きに追従した冠動脈専用のリアルタイム動画ロードマップ機能を有すること。
1-11-4	ECG信号をトリガリングさせた透視、撮影が行え、心周期の位相と同期が行えること。
1-11-5	術前MRIやCT画像を取り込み、セグメンテーション等の処理ができ、透視画像との重ね合わせによるロードマップ機能を有すること。
1-11-6	回転撮影画像による3D血管撮影機能を有すること。
1-11-7	再構成された3Dデータは、既存血管撮影室のワークステーションで表示、再構成が行えること。
1-11-8	3D血管画像と透視画像の重ね合わせによる3Dロードマップ機能を有すること。
1-11-9	3D画像を用いた血管解析、距離計測、体積計測機能を有すること。
2-1	システム連携に関し以下の要件を満たすこと。
2-1-1	当センター保有のIVUS装置へのアンギオ画像出力が可能であること。
2-1-2	当センター保有のOCT装置（FFR機能使用時）へのアンギオ画像出力が可能であること。
2-1-3	本調達にかかるポリグラフからの心電波形を、撮影装置と当センター保有のIABP等、その他外部機器へ出力が可能であること。詳細については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
2-1-4	当センター保有のFFR-ANGIOサーバへの接続を行うこと。
2-1-5	当センター保有の動画システムへの接続を行うこと。
2-1-6	当センター保有のPACS（SYNAPSE）への接続を行うこと。
2-1-7	当センター保有のRISとMWMおよびMPPSでの接続を行うこと。
2-1-8	当センター保有の線量管理ソフト（DoseManager）との接続を行うこと。

(性能、機能に関する要件)

2-1-9	当センター保有の院外持ち出し用メディア作成システムと連携し、DVDメディアへの書き出しが可能であること。
2-1-10	当センター保有の3Dワークステーション (ZIO STATION) との接続を行うこと。
2-1-11	ワークステーションを有する当センター保有の他の血管撮影装置 (1room、3room) への接続を行うこと。
2-1-12	患者用映像音響システム用インターネットを有すること。
2-1-13	システムログファイル等を装置メーカーに転送する回線を有すること。
3-1	附属品に関し以下の要件を満たすこと。
3-1-1	圧センサ付きガイドワイヤでiFR値の測定できる生理学的評価およびIVUS画像診断をができるシステムを有し、検査室大画面マルチモニタおよび、タッチパネルコントローラで操作が行えること。
3-1-2	測定されたiFR値の変化を血管撮影装置で取得した血管像上にドット (点) 表示し、狭窄病変部の位置を確認できるシステムを有すること。
3-1-3	患者側位アームサポート (左右セット) を1式有すること。
3-1-4	患者ストラップを1式有すること。
3-1-5	カーボン製X線透過型手台を1式有すること。
3-1-6	テーブル取付式放射線シールドを1式有すること。
3-1-7	天吊り式放射線シールドを1式有すること。
3-1-8	天吊り式放射線シールド用ブランケットを1式有すること。
3-1-9	スポットライトを1式有すること。
3-1-10	ポリグラフ/スチムレータを1式有すること。
3-1-11	透視録画保存装置を1式有すること。また、大型マルチモニタの表示全てを録画できること。その他詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-12	患者用として、検査室内の大型モニタにも表示できるPCを有し、WEB接続すること。
3-1-13	造影剤自動注入装置を1式有すること。
3-1-14	インカムシステムを1式有すること。
3-1-15	操作卓上にインカム機器やAV機器、透視録画装置、ネット端末、取説等を収納できる棚を有すること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-16	監視カメラシステムとして、室内用2、操作室1、内廊下用1の合計4式を有すること。また、パン・チルト操作が遠隔で可能で、2K相当以上の画質であること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-17	患者頭側支持台を1式有すること。
3-1-18	IVR補助器具として、カテ作業台、手台、ハンドグリップ (拳上した上肢をサポートできるもの)、全面ガラス防護衝立 (軽量かつ可搬性のものであること、鉛当量は1mm以下でも可) を有すること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-19	検査用器具収納庫/スチール棚として、カテラック (吊り式) ×5式、スチール棚、引き出し棚、スライド式キャビネット×各3式を有すること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-20	視認性の高い時計を3式有すること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-21	机、椅子を1式有すること。なお、椅子は6脚有すること。
3-1-22	スライドボードを1式有すること。

(性能、機能に関する要件)

3-1-23	検査室内の大型モニタと同じ内容を表示できる大型モニタを有すること。詳細仕様については、当センター現場担当者と協議を行うこと。
3-1-24	本調達にかかるモニタ類については、すべて新調すること。
4-1	改修工事に関し、以下の要件を満たすこと。
4-1-1	検査室、操作室共に照明が大型モニタに反射しない工夫を行うこと。
4-1-2	照明スイッチの追加（処置灯や室内灯のON/OFFや調光を検査室内外で行えるようにすること）および再配置を行うこと。
4-1-3	棚やカテゴリーラックの設置および耐震対策を行うこと。詳細については、当センター担当者と協議を実施すること。
4-1-4	検査室内の床および壁面の改修を行うこと（掲示物の貼付可能な素材で、剥がれるペンキ等は不可とする）。
4-1-5	ズームやパニングが可能な監視カメラの設置を行うこと（当センター1roomと同等の画質で4台設置すること）
4-1-6	麻酔器の画面を操作室内でも表示できる設備を有すること。また、麻酔器画面については、術者が使用するモニタにも表示可能であること。
4-1-7	患者用映像および音響設備用ステレオスピーカとして、大型マルチモニタ、インターネット接続PC、オーディオアンプ、ステレオスピーカ、マイク設備とマイク2本（インカムとは別）を含むこと。

(性能、機能以外に関する要件)

1	設置条件等
1-1	装置の搬入、据付、配管、配線、調整、建築・設備の工事・医療ガス工事、既存装置の廃棄、撤去の作業、稼働テスト等は、受注者が責任を持って実施することとし、それに係る費用は受注者の負担とする。
1-2	システム接続が必要である場合、既設システム側の接続費用も見込むこと。
1-3	納入期限までに調達物品が医療業務に使用できるよう搬入、設置工事を行うこと。
1-4	装置の現場内設置から使用開始までの養生管理、またはそれに伴う保険等は受注者の負担で行うこと。
1-5	既存品の撤去および処分については、当センターの診療業務に支障をきたさないよう、当センターの職員と協議の上その指示によること。
1-6	据付で発生した廃材等は受注者負担にて撤去すること。
1-7	既存装置の搬出、解体の処分について責任を持って対応すること。
1-8	調達物品の導入にあたり、上下階等、他部門の診療業務に支障をきたさないこと。
2	障害支援体制等
2-1	調達部品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するかに関わらず、夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡対応が整備されていること。
2-2	調達部品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
2-3	受注者の負担により電話回線を設置し、電話回線を使用したオンラインでの保守管理体制ができるリモートメンテナンスが可能であること。
2-4	障害時は、急速な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。

(性能、機能に関する要件)

2-5	納入期限より1年間は、保証、保守の対応を無料で行うこと。
2-6	納入1年後以降の保守サービスについては、当センターと協議し最適化した内容を提案すること。
2-7	受注者の負担にて、導入施設の担当医師及び担当技師への教育訓練を行うこと。
3	その他
3-1	操作マニュアルは、各装置（周辺機器を除く）について日本語版を紙媒体で2部以上提供かつ電子データとして有すること。
3-2	関連機器等の調達部品は納入時期を当センターと協議し、納入設置等に係る日程表等を提出すること。
3-3	機器の設置にあたり、各省庁への申請や届出書類を作成する支援を行うこと。
3-4	届出書類作成にかかる行政書士の報酬も見込むこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。